# 無縁墓石の処理にご注意

## 許可等適切な処置をしている業者選定を

無縁墓石の処理に関する話題がマスコミで取り上げられるケースは少なくない。石材店においても十分な注意を払っていることと思うが、石材業者として注意すべき点について、弊紙連載「石材店のための法律講座」の弁護士・戸部秀明氏は次のように述べている。

無縁墓石については先祖供養・宗教儀式の対象物である墓石の処理で、「定められた場所に定められた方法で移動・安置されている場合は廃棄物ではない」という解釈もあるが、「埋立て処分等する場合は産業廃棄物に指定されている20種類の中の〝がれき類〟に含まれる可能性が高い」と説明。「産業廃棄物を発生させた石材店が産業廃棄物（無縁の墓石やコンクリート片）を運搬あるいは処理するには許可を受けた処理業者に委託しなければなりません。

また、産業廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、事業者は産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票などと呼ばれている）を交付することが義務付けられています（法12条の3）。この伝票が運搬業者、中間処理業者、最終処理業者に順次手渡され、最終的には最終処理業者から、事業者の元に写しが手渡されることにより、処分がなされたことを確認できるようになっています。

廃棄物処理を無許可で営むこと、マニフェストに虚偽記載をすること、廃棄物を不当に投棄することなどは、いずれも廃棄物処理法により禁じられており、これに違反すると5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、または科料を課せられます（法25条1項）。

石材業者が無縁の墓石を廃棄しようとする場合には、産業廃棄物の処分となりうることを常に意識して、廃棄物処理法に定められた手続きをきちんと履践することが大切。マニフェストの交付やその写しの保管、帳簿の整備をしておかなければなりません。

無許可の産廃業者に廃棄を依頼することなどあってはなりません。安易に考えて処理してしまうと、刑事罰まで受ける可能性があります。また、無許可の産廃業者であることを知っていたり、不法投棄することを知りつつ、その産廃業者に依頼していた場合には、石材店側も産廃業者の共犯として処罰されることにもなります」と話しており、許可等適切な処理を図っている産廃業者の選定が求められるところだろう。

無縁墓石の処理において、ごく一部で小売石材店が取引先商社に処理をお願いしたり、そのまま放置しておくような石材店の存在も耳にすることがある。こういった事例が重なれば、適切な処置をしない＝顧客からの信頼を裏切ることにも繋がりかねず、十分な注意をお願いしたい。

無縁墓石の適切な処理が求められる（写真はイメージ）

## 無縁墓石の処分に関して 石材店も正しい情報把握を

無縁墓石の処理を専門で行っている総合商社・美匠（奈良県橿原市）の中西あざみ社長によると、このところ行政の立ち入り監査が厳しくなっているエリアも増えているとのことで、処理を依頼する石材店への注意事項として、以下の4点を上げている。

①委託契約の締結とマニフェストの発行は、元請け（荷主）つまり石材店様が用意するものです。産業廃棄物委託契約書、マニフェストとも各都道府県の産業廃棄物協会にて購入できます。

②許可証の確認。廃棄物を運搬するには積地（廃棄物が発生する県）と卸地（廃棄物を処理する県）2つの許可が必要となります（許可品目の確認を）。

③処分場の許可証・処理方法の確認。委託された墓石等がどの様な処理をされているかの把握が必要です。

④下請けに仕事を発注される場合にも産業廃棄物委託契約の締結は必要です。また、自社受け、自社施工以外の廃棄物が排出される撤去工事では産業廃棄物委託契約が必要となります。この場合、工事が行われる県での産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となります（荷降ろしが他県をまたぐ場合、荷降ろしをする県の許可も必要）。

すなわち元請け石材店様が下請け石材店様に撤去工事を依頼し、その下請け石材店様が産業廃棄物収集運搬業の許可を持っていない場合は無許可業者に廃棄物処理を委託したことになります。

「無縁墓石を処理する業者が、産業廃棄物委託契約書で書面での委託契約をしない。あるいはマニフェストを受け取らないで墓石を引き受ける（石材店様に処理後のマニフェストが返って来ない）といった場合には必ず確認したほうが良いと思います。

万が一、その業者が違法行為をしていた場合、石材店様も無許可営業、違法行為に加担していることとなり、罰則を受けることになります。以前、実名報道されたケースもあり、懲役刑・罰金刑はもとより、石材店様の社会的信用ダウンにも繋がりかねません。ぜひご注意ください」と中西氏。

### 御社では適切な廃棄物処理をされていますか?

これまで墓石は宗教的感情の対象物とされ廃棄物か?否か?の判断が曖昧でしたが、昨今相次ぐ無許可営業・不法投棄事案により、石材店様等の生産活動、新築・改装等撤去工事にて排出される場合は産業廃棄物「がれき類」(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物)に該当する。とされています。(※永代供養等、合祀の場合を除く)

御存じですか?平成23年4月1日の「廃棄物処理法」の改正により排出事業者(御社)への罰則が大変厳しいものとなっております。

**第25条**
無許可業者に産業廃棄物の処理を委託した場合
5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科
(※法人には1億円以下の罰金)

**第26条**
産業廃棄物の収集運搬、処分に関する委託契約を書面で締結すること無く委託した場合
3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、またはこの併科

**第29条**
産業廃棄物の収集運搬、処分の都度、管理票(マニフェスト)の交付をしない、受け取らなかった場合
6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

上記罰則を要訳すると、
「許可業者」に委託するのは勿論の事、口約束ではなく書面にて収集運搬・処分とも業務委託契約を締結し、産業廃棄物の収集運搬・処分の都度、管理票(マニフェスト)を交付する義務があり、これらを怠ると上記罰則を受ける事があります。

※またこれら委託契約・管理票(マニフェスト)等「廃棄物処理法」では排出事業者(御社)の責任義務とされております。

実名報道になったケースが…

また、廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第3条において、
**「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」**と規定しています。

いかに委託先の違反であっても、排出者も同様に罰金だけでなく懲役までもが適用されております。それは不法投棄などだけでなく、書類の不備までもが違反として重く見られているのです。そして委託業者の先の先が不法投棄をしたことによって、排出者の実名報道となったケースもあり、社会的信用ダウンとしてのダメージが与えられることになります。

裏面もご覧ください

総合商社・美匠の資料より